

鳥取県公報

人事委員会規則

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
当該日には、
休きとての翌日

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号中「高校教育係長」の下に「心身障害児教育係長」を加え、「指導主事及び体育主事」に、「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に改め、同条第二項第一号中「社会教育主事及び体育主事」を「及び社会教育主事」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◆人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(職員課)
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則)
職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(職員の職務の級の分類に関する規則)
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(職員の給与の支給に関する規則)
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(管理職手当に関する規則)
寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(寒冷地手当の支給に関する規則)
一部を改正する規則(一部を改正する規則)
べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(べき地手当等に関する規則)
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則)
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則)
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則)
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(管理職員等の範囲を定める規則)

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三に次のように加える。

十級

- 一 警察本部の困難な業務を処理する部長の職務
- 二 特に困難な業務を所掌する警察署の署長の職務

別表第三の五の二級の項の第七号中「文化財主事又は体育主事」を「又は文化財主事」に改め、同表の三級の項の第七号中「文化財主事若しくは体育主事」を「若しくは文化財主事」に改める。

別表第三の十一中

			九級
		二一七	
	二二〇		
二二六			

を

	九級
	二一七
	三二〇

十級

に改める。

	九級
	二一七
	三二〇
二二六	
二二三	
二二〇	
二二三	
二二六	
三一五	
二一九	

を

一八号給

を

八号給

九号給

に改める。

別表第十四の公安職給料表の項中

係長	課長補佐	課長

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の福祉事務所の項中

係長	課長

に改め、同表知事の事務部局の地方機関の

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

附則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

する。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の本庁の項六級の欄及び七級の欄中「全県公園化推進室、団体検査室及び専門技術員室の室長以外の室長」を「室長（八級の欄に掲げる室長を除く。）」に改め、同項八級の欄中「全県公園化推進室」を「広報室、国際室、全県公園化・景観形成推進室」に改め、同項九級の欄中「全県公園化推進室」を「全県公園化・景観形成推進室」に改め、同表知事の事務部局の地方機関の福祉事務所の項中

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

改める。

び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項六級の欄及び七級の欄中「国民体育大会推進室の室長以外の室長」を「室長（八級の欄に掲げる室長を除く。）」に改め、同項八級の欄及び九級の欄中「国民体育大会推進室」を「全国高校総体推進室」に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の共通の項目中「精神薄弱者福祉司」を「精神薄弱者福祉司」に改め、同表教育委員会事務局及

別表第二中

			校長	部長	九級
		鳥取警察署、米子警察署、倉吉警察署及び境港警察署	校長	部長	九級
		鳥取警察署及び境港警察署	校長	部長	九級

を

に改め、同表に備

考として次のように加える。
備考 この表の九級の欄に掲げる職の職務のうち、人事委員会が承認し

平成5年3月30日 火曜日

鳥取県公報

た職員の職務については、その職務の級を十級とすることができます。
別表第四教育機関及び教育委員会事務局の教育委員会事務局の本庁の項

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成5年3月三十日

中
〔文化財主事〕を〔文化財主事〕に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第五号
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規

則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「百二十万円」を「百三十万円」に、「十万円」
を「十万八千三百三十四円」に改める。

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

室の室長
園化・景観
進室の室長
事務局の本庁の項中
〔国民体育大会推進室の室長〕を〔全国高校総体推進室の室長〕に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会
広報
全県公園化推進室を
国際
全県公形成推

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第六号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年十一月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項各号列記以外の部分中「給料月額であるとき」の下に「基準日において職員の属する職務の級が公安職給料表の十級である場合」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第四号中「次号及び第六号」を「次号、第六号及び第七号」に改め、同項第六号中「附則別表第四」を「附則別表第五」に改め、同項中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 基準日において当該職員の属する職務の級が公安職給料表の十級である場合(次号の場合を除く。)次のイ又はロに定める額

イ 基準日において当該職員が受ける公安職給料表の十級の号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、同日ににおいて当該職員が受ける公安職給料表の十級の号給に対応する同表の給料月額欄に掲げる額

ロ 基準日において当該職員が公安職給料表の十級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合にあつては、同日において当該職員が受

ける給料月額から同日における当該最高の号給の額を減じた額を同日における当該最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額を除して得た数を、四千四百円に乘じて得た額と、三十七万八千二

百円との合計額

附則別表第四を附則別表第五とし、附則別表第三の次に次の一表を加え

附則別表第四

号 級	給 料 月 額
1号給	265,500円
2号給	275,200円
3号給	284,600円
4号給	294,000円
5号給	303,000円
6号給	311,100円
7号給	319,200円
8号給	327,200円

平成5年3月30日 火曜日

鳥取県公報

9号給	335,200円
10号給	343,100円
11号給	350,900円
12号給	358,700円
13号給	366,400円
14号給	373,800円
15号給	378,200円

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

この規則は、平成五年三月三十日
より地手当等に関する規則の一部を改正する規則をひこに公布する。

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第七号

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「倉吉市河来見二六三番地」		高城小学校河来見二子季	
節間分校	二級	倉吉市河来見二六三番地	高城小学校
河来見二子季節間分校	二級	東伯郡三朝町大字田代五四一番地	南小学校田
代分校	二級	に改めど。	に改めど。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をひこに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 公安職給料表の項中

職務の級九級及び八級 の職員	百分の十五
-------------------	-------

職務の級十級の職員	百分の二十
職務の級九級及び八級 の職員	百分の十五

に改める。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第十号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県
人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「外勤警察官」を「地域警察官」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第九号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事
委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

第三条の表福祉事務所の項中「老人福祉司」を削る。

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警察職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をこ
とに公布する。

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 公安職給料表の項中

九級

十級
九級

に改める。

別表第三警察の事務部局等の警察署の項中「外勤、外勤監督」を「地域警察勤務、地域警察勤務の監督」に改める。

附則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

五 財團法人鳥取県保健事業団
附則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「全県公園化推進室長」を「全県公園化・景観形成推進室長 秘書課広報室長 総務課国際室長」に改め、「参考事」の下に「医長」を加え、「政策企画室長」を削り、「総務管財課管理係長 広報文書課法制係長」を「総務課法制係長 管財課管理係長」に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「国民体育大会推進室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の休職の事由を定める条例第一条第一号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則

（昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改

正する。

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則

（昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改

正する。

本則に次の一号を加える。